

ハイパフォーマンススポーツセンターネットワーク連携機関（体力測定）
公募に関するQ&A

令和3年8月30日
（随時更新予定）

【1. 「ハイパフォーマンススポーツセンターネットワークの構築」事業について】

1-1. 「ハイパフォーマンススポーツセンターネットワークの構築」事業の目的や位置付けについて教えてほしい。

（答）

「ハイパフォーマンススポーツセンターネットワークの構築」事業（以下「本事業」という。）は競技力向上事業における戦略的強化事業の一環で実施しています。競技力強化を支える人材育成やHPSCの機能を地域へ展開するためのネットワーク構築を目的にJSCの中期計画・年度計画に基づき実施しています。

1-2. 本事業で支援する対象は中央競技団体に限定しているのか。

（答）

中央競技団体が定めた強化指定選手、指導者及び中央競技団体等（以下総称して「アスリート等」という。）を支援対象としています。中央競技団体が定めた強化指定選手にはシニア代表選手以外にもジュニアやアンダーカテゴリーの代表選手、その他中央競技団体主催活動であれば各地域の選抜選手も含まれます。

1-3. ハイパフォーマンススポーツセンターネットワーク連携機関（体力測定）（以下「連携機関（体力測定）」という。）としての支援活動に係る費用は、HPSCのJISSが実施するスポーツ医・科学支援事業と同様にJSCが負担するのか。

（答）

中央競技団体と連携機関（体力測定）との間で任意に取り決めていただくことを想定しており、JSCによる費用負担は予定していません。

1-4. 既に連携機関（体力測定）として指定されている機関はあるか？

（答）

ありません。連携機関（体力測定）としての公募は今回が初めてです。なお、現時点（令和3年8月23日時点）ではその他の種類の連携機関についても指定実績はありません。

1-5. 指定された連携機関（体力測定）をどのように知ることができるか。

（答）

本事業Webサイト（High Performance Sport Center Network）に順次掲載する予定です。

【2. 公募について】

2-1. 連携機関（体力測定）の指定を受けることの通知はいつまでになされるのか。

(答)

本年（令和3年）10月上旬頃を予定しています。

2-2. 本公募に関する JSC の問合せ窓口はどこか。

(答)

ハイパフォーマンス戦略部事業推進課です。

2-3. 次回の連携機関（体力測定）の公募はいつか。

(答)

未定です。

2-4. 連携機関（体力測定）以外にも連携機関を公募する予定はあるか。

(答)

未定です。

2-5. 連携機関（体力測定）の指定に係る登録料はかかるか。

(答)

無償です。

2-6. 申請機関に JISS フィットネスチェックスペシャリストが所属していない場合、
連携機関（体力測定）として申請できないか。

(答)

いいえ。申請機関における JISS フィットネスチェックスペシャリストの所属は連携機関（体力測定）の指定の要件には含めておりません。

2-7. 中央競技団体以外（例：地方自治体、都道府県体育・スポーツ協会）からの依頼に基づいた体力測定は、HPSC ネットワーク連携機関（体力測定）指定基準（以下「指定基準」という。）の「3 体力測定の実施体制について―（1）」の実績に含むことはできないのか。

(答)

含んでいただくことはできません。

2-8. 公益財団法人日本オリンピック委員会（以下「JOC」という。）、公益財団法人日本スポーツ協会（以下「JSP0」という。）又は公益財団法人日本障がい者スポーツ協会日本パラリンピック委員会（以下「JPC」という。）の加盟団体に該当しない中央競技団体からの依頼によるものでも指定基準の「3 体力測定の実施体制について―（1）」の実績に含めて良いか。

（答）

指定基準の「3 体力測定の実施体制について―（1）」の実績に含まれるものとして、原則として、JOC、JSP0 又は JPC に加盟（準加盟・承認団体等を含む。以下、同じ。）している中央競技団体による依頼を想定しております。ただし、JOC、JSP0 又は JPC に加盟していない中央競技団体を含めていただいて差し支えありません。

2-9. 中央競技団体が主体となった体力測定を申請機関内の施設において受け入れたことがあるが、このことを指定基準の「3 体力測定の実施体制について―（1）」の実績に含むことができるか。

（答）

できません。あくまでも中央競技団体からの依頼に基づき申請機関が主体となった体力測定のみを実績としてお含みいただくことが可能です。

2-10. 指定基準の「3 体力測定の実施体制について―（1）」に関し、中央競技団体からの依頼に基づき、申請機関が主体となり実施した体力測定の測定項目は、JSC が指定する測定項目（すなわち「形態」、「身体組成」、「筋力」又は「有酸素性能力」）である必要があるか。

（答）

その必要はありません。

2-11. 連携機関（体力測定）の指定を受けた場合、ネットワーク・データベース（連携機関データベース）への登録申請を必ず行わなければならないか。

（答）

連携機関（体力測定）としてして指定を受けた申請機関には、ハイパフォーマンススポーツセンターネットワーク連携機関指定要項 4-（2）-①に則り、ネットワーク・データベース（連携機関（体力測定）を指定後に「連携機関データベース」をネットワーク・データベース内に新設予定）に登録申請できる機会を付与させていただきますが、当該登録申請を義務付けるものではありません。JSC としては、ネットワーク・データベースに登録いただくことで申請機関によるメリットが生まれるものと考えております。連携機関（体力測定）の指定を受けた際には、是非、ネットワーク・データベースへの登録申請をしていただきたいと思います。

2-12. HPSC ネットワーク連携機関（体力測定）実施能力詳細要件における要件A又はBに記載のある機器以外の機器（型番違いを含む。）を保有しており、当該機器を用いて指定されている4つの測定項目のうち一部又は全部の体力測定を実施できるが、連携機関（体力測定）の指定の要件を満たす余地はあるか。

（答）

ありません。連携機関（体力測定）を指定する趣旨は、地域においても中央競技団体等によるアスリートの発掘・育成・強化活動をHPSCと一貫した方法で支援する体制を構築することにあります。そのためには、JSCが定める基準を満たす体力測定機器を保有する機関との連携が必要であり、その内容を要件A又はBの一部として設定しました。

2-13. 今後、JSCが指定する測定項目が増加することはあるか。

（答）

未定です。

【3. 連携機関（体力測定）として指定を受けた後の活動について】

3-1. 今年度（令和3年度）内に申請機関が連携機関（体力測定）として支援活動を行うことは予定されているか。

（答）

中央競技団体又はJSCの活動計画や要望状況等によります。

3-2. 連携機関（体力測定）として実施できる測定項目以外に、申請機関が中央競技団体に対して独自の測定項目を実施することは可能か。

（答）

実施していただいて差し支えありません。

3-3. 連携機関（体力測定）としての体力測定に関する費用はどの程度で設定するのが良いか。

（答）

中央競技団体と連携機関との間で任意に取り決めていただくことを想定しております。

3-4. 連携機関（体力測定）の指定を受けたことにより、別の連携機関（体力測定）が取得した測定値をJSCより提供を受けることは可能か。

（答）

JSCが別の連携機関（体力測定）による測定値を連携機関（体力測定）に提供するか否かの判断に際して、連携機関（体力測定）が提供を求める情報の必要性、利用目的、利用範囲、利用場面等を厳密に審査・確認し、JSCがその裁量において必要かつ適切と認められた範囲に限られます。なお、連携機関（体力測定）の指定の申請に当たり、予めHPSCネットワーク連携機関（体力測定）指定申請書（以下「指定申請書」という。）の別紙「申請者の誓約事項」に誓約していただくことが必要です。JSCによる上記審査・確認は、指定申請書の別添「利用目的」の範囲内であるか否か等を慎重に行いますが、その結果によっては提供を拒絶する場合があります。また、この運用に際して、該当する情報提供者（アスリート本人）が、JSCが別途定める「個人情報の取扱いに関する同意書」に同意していることが前提となります。なお、JSCは、JSCが介することなく、連携機関（体力測定）が別の連携機関（体力測定）にアスリート本人の測定データを提供することは認めていません。

3-5. 連携機関（体力測定）として取得した測定値の解釈やアスリート等へのフィードバックは誰が行うのか。

（答）

原則として、JSCが別途登録するJISSフィットネスチェックスペシャリストによる支援を得て連携機関（体力測定）が実施することを想定しています。

3-6. 申請機関が連携機関（体力測定）として取得した測定値は、申請機関の裁量で申請機関独自のフィードバックや研究に用いてもよいか。

(答)

指定申請書の別添「利用目的」の範囲に限り利用していただくことが可能です。なお、それ以外の目的で利用する場合は、申請機関自身によりアスリート本人から別途その利用目的に応じた同意を得ていただく必要があるものと考えます。

3-7. 連携機関（体力測定）での測定を希望する中央競技団体は、今後 HPSC ではフィットネスチェックを受けないのか。

(答)

中央競技団体又は JSC の活動計画や要望状況等によります。

3-8. 「JISS フィットネスチェックスペシャリスト」が手配できない場合、中央競技団体に対して連携機関（体力測定）としての測定は実施できないという理解でよいか。

(答)

HPSC と一貫した測定精度を担保するため、原則として、JISS フィットネスチェックスペシャリストによる支援や監修がない状態でなされた測定は連携機関（体力測定）によるものとは認められません。なお、申請機関独自の方法・基準により JSC が指定する測定項目の測定を妨げるものではありません。

【4. JISS フィットネスチェックスペシャリスト登録制度について】

4-1. 連携機関（体力測定）として指定を受ければ、申請機関に所属する職員等を JISS フィットネスチェックスペシャリストの研修に優先して参加させることができるか。

(答)

未定です。

4-2. JISS フィットネスチェックスペシャリストは、現在何名いるのか。

(答)

4名です。ただし、今後順次、要件を満たす者を登録し増員していく予定です。

4-3. HPSC の OB/OG であり HPSC での測定業務にも携わっていた者がいるが、過去の実務経験等に鑑み JISS フィットネスチェックスペシャリストとして登録が受けられる余地はないか。

(答)

別途定める要件によります。詳細はネットワーク事業担当者に相談してください。

4-4. JISS フィットネスチェック養成研修を受講するにあたり、費用はかかるか。

(答)

別途定める要件によります。詳細はネットワーク事業担当者に相談してください。

以上